

ニチアス健康保険組合
常務理事殿

雇用保険の受給に関する申立書

この度、被扶養者認定の届に関して、次のとおり申し立ていたします。

1. 被扶養者認定中は、雇用保険を受給いたしません。
2. 被扶養者認定中に雇用保険を受給する場合は、扶養削除の手続きを速やかに行い、被保険者証を返却いたします。

令和 年 月 日

被保険者住所

被保険者氏名

※被扶養者（家族）ではなく被保険者（従業員本人）の署名

※雇用保険受給期間を延長する場合は、「離職票1」「離職票2」に加えて、「雇用保険受給延長通知書」を健康保険組合へ提出してください。

※雇用保険の受給は、再就職までの生活保障として支給されるものであるため、受給中は被扶養者として認定できません。

ただし、雇用保険基本手当日額が3,612円未満（60歳以上および障害年金受給者は基本手当日額5,000円未満）の場合は被扶養者として認定します。

※被扶養者認定中に雇用保険の受給が判明したときは、遡って被扶養者の資格を取り消し、その間にニチアス健康保険組合へ請求された医療費については、全額を返還していただきます。